

就学援助費の申請を受け付け

教育費にお困りの家庭へ、学用品代な どの学校でかかる費用の一部を援助しま す。前年度に引き続き援助を希望する方 も再度申請をしてください。

□申請資格

①保護者と児童生徒が市内に在住してい ること。

②公立小中学校に在学していること。 ③平成23年の世帯の収入金額がそれぞ れ生活保護法による基準額の1.5倍未満 であること(家族構成により異なります)。 □学用品・通学用品費、新入学学用品費、 修学旅行・移動教室・校外活動費、給食 費、卒業記念品費、副教材費、学校病(虫 歯、中耳炎など)の治療費

❖申請受付

閱 4月6日逾~27日逾午前8時30分~ 午後5時(土・日曜日を除く)

場教育企画課(保谷庁舎3階)

❖臨時受付

閱 4月16日 例~20日 金午前 8時30分 ~午後5時

場田無庁舎1階

□必要書類

①就学援助費申請書(市内小中学校在学 者は4月初旬に学校で全員へ配布。市外 小中学校在学者は受付窓口で配布)

②添付書類

(a)給与収入のある方…23年分源泉徴収票 (b)自営収入のある方…所得税の納税証明 書、確定申告書の控えなど

(c)その他収入のある方…昨年得た収入が 証明できるもの

(d)アパートなどに居住の方…契約書など 昨年12月の家賃額が分かるもの

※(a)~(d)ともコピー提出可。郵送不可。

◆教育企画課 保

 $(\blacksquare 042 - 438 - 4071)$

スポーツ

スポーツ振興事業補助金のご利用を

下記の条件を満たす場合、派遣事業に 伴う経費の一部を補助します。

対市内在住の方または市内に活動の本 拠がある団体

□対象事業 国際大会、全国大会、関東 大会などで、地方大会などの結果として 出場権を得た大会

■ 所定の申請書でスポーツ振興課(保谷

庁舎3階)へ

※詳細は、お問い合わせください。

◆スポーツ振興課 保

 $(\bigcirc 042 - 438 - 4081)$

くらし

「ちょこっと共済」の出張受け付け

小金井桜まつりで、交通災害共済[ちょ こっと共済」の出張受け付けを行います。

間 4月7日出午前10時~午後4時 場 小金井公園(江戸東京たてもの園前)

◆協働コミュニティ課 保

 $(\mathbf{m} \ 042 - 438 - 4046)$



わが家の耐震診断をしよう

市では、地震災害に備えるため建物の 設計図を基に簡易耐震診断をし、皆さん が抱える問題に対する指導・助言などの 無料相談を行っています。

時・場

①4月21日出・保谷庁舎2階 ②5月12日出・田無庁舎5階

いずれも午前9時30分~午後0時30分 ※相談時間は1人40分程度。

対①市内にある一戸建て住宅、二世帯 住宅、店舗兼用住宅で階数が地上2階建 て以下の木造軸組み在来工法による住宅 ②自ら所有し、かつ、居住している住宅 ③昭和56年5月31日以前に建築した住宅

宣各回8人(申込順)

■ 電話で下記へ

□相談員 西東京市・住みよい町をつく る会に所属する相談員

◆都市計画課 保(☎ 042-438-4051)

火災発生時のサイレン吹鳴

市内に延焼火災が発生した場合、市内 3ヵ所に設置している火災信号用のサイ レンを鳴らし、消防団員への周知徹底を 図るとともに、市民の皆さんにお知らせ し、注意を喚起することになっています。 また火災が発生した場合には、延焼の 有無にかかわらず、消防ポンプ車がサイ レンを鳴らして出場することになります。 消防団詰所の近隣にお住まいの方をはじ め、市民の皆さんのご理解とご協力をお 願いします。

◆危機管理室 保

 $(\mathbf{m} \ 042 - 438 - 4010)$

保育園保育嘱託員

□職種 11時間開所へルパー

□人数 7人程度

□資格 保育に深い理解と関心がある方 □任用期間 6月1日 ○ 平成25年3 月31日回の月~土曜日

□勤務時間 午前7時~9時の間と午後 4時~8時15分の間の、それぞれ1~ 2時間程度の両方勤務。

□勤務場所 市内保育園

□**賃金** 時給1,440円(有資格)、1,390 円(無資格)

□試験日 5月12日(±)

□選考方法 面接および書類選考

□申込期限 4月18日(水)まで

※詳細は、保育課(田無庁舎1階)で配布 または市₩に掲載する募集要項をご覧 ください。

◆保育課 Ⅲ(☎ 042-460-9842)

児童青少年相談員

□**人数** 1人

□資格 児童福祉司任用資格者など

賃金 月額19万5.300円(平成23年度

□試験日 4月21日(±)

□選考方法 面接

申 4月2日(月)~11日(水)(土・日曜日を除 く)の午前9時~午後5時に、必要書類 を持参または郵送(消印有効)

※募集要領は4月2日例から子ども家庭 支援センター(住吉会館)で配布。市田 でもダウンロードできます。

◆子ども家庭支援センター $(\bigcirc 042 - 425 - 3303)$

登録保育士の追加募集

男女平等推進センターで女性相談・講 座や講演会などを保育付きで実施する際、 保育を担当する登録保育士を、追加で募 集します。

□人数 5人程度

□**資格** 保育士の資格がある方、または 保育経験者

□**賃金** 時給980円

■履歴書を5月11日金までに、下記へ 郵送または直接持参。

※結果は5月25日 金までに郵送します。

◆男女平等推進センター(〒202-0005住吉町6-15-6住吉会館内・ $\blacksquare 042 - 439 - 0075)$

地域の底力再生事業助成

地域の担い手である町会・自治会の皆 さんが行う地域の課題を解決するための 取り組みなどの事業に対して、東京都が 助成を行います。

対都内に所在する地縁団体(町会・自治会)

□対象事業

①地域の課題解決のための取り組み ②東京都の特定施策を推進するのにつなが る取り組み(防災・節電活動、青少年健全 育成活動、高齢者の見守り活動、防犯活動)

□募集期間(各回ともに必着) 第2回…4月2日间~6月1日鐵 第3回…6月4日间~8月31日金 第4回…9月3日间~11月9日金

□助成金額

単一町会・自治会…20万円

町会・自治会の連合組織…100万円

■必要書類を募集期限までに下記へ提出

□提出・問い合わせ先

東京都生活文化局都民生活部管理法人課 市民交流国際係(〒163-8001新宿区 西新宿2-8-1都庁第一本庁舎27階 北側·**1**03-5388-3166·≥s0000 667@section.metro.tokyo.jp)

⊞http://www.seikatubunka. metro.tokyo.jp/

◆協働コミュニティ課 偲 (**a** 042-438-4046)

定時チャイム放送時間の変更

防災行政無線による定時チャイム の放送時間は、4月1日回~9月 30日(日)は午後5時30分になります。

◆危機管理室 保

 $(\mathbf{m} \ 042 - 438 - 4010)$

東日本大震災義援金への ご協力ありがとうございます

★これまでの義援金総額 (市内公共施設での受付) 13,878,180円(3月12日現在)

日本赤十字社への義援金の受付期 間が9月30日回まで延長されました。 引き続き、ご協力をお願いします。

★市内公共施設での受付

□義援金箱設置場所

田無庁舎(2階総合案内)、保谷庁舎 (1階総合案内)、各公民館、ひばり が丘図書館、保谷こもれびホール、 西東京市民会館、コール田無 ※いずれも開庁・開館時間内の受付

◆生活福祉課 保

 $(\mathbf{m} \ 042 - 438 - 4024)$



布民意り 寄せられた意見の概要や市の検討結果をお知らせします。

下記の一覧表は、市民の皆さんからお客せいただいた意見を要約し 市の考え方をまとめたものです。全文については、市田をご覧ください。

墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例(素案骨子)

◆環境保全課(☎042-438-4042)

【公表日】2月24日金 【意見募集期間】1月4日冰~31日火 【意見件数】9件(3人)

お寄せいただいた意見

西東京市にのみ事業墓地が集中することがな いよう、近隣区市の基準を参考にしながら検 討してほしい。

駐車場の基準(墳墓区画数の10%以上)、緑地 の基準(敷地面積の20%以上)、説明会の対象 範囲(墓地については境界から50m、火葬場は 250m)などを条例及び施行規則で規定します。

①住居専用地域には墓地、納骨堂、火葬場 の新設ができないようにしてほしい。 ②墓地に門扉を設置し、開扉時間は近隣住 民等との事前協議事項としてほしい。納骨堂、

火葬場の営業時間についても事前協議事項 としてほしい。 ③近隣住民への説明会を工事着工の半年前

にしてほしい。

④報告徴収の手続き規定を設けること。

市の検討結果

①今後まちづくりの方針を検討する際の参考 とさせていただきます。

②新規墓地についてはご意見の趣旨に沿った 指導を行う予定です。

③標識の設置は申請日の90日前、説明会の 開催は申請日の60日前、近隣住民の市への 意見申し出は説明会終了後30日以内という規 定で十分と考えます。 ④事業報告書等の作成などを規定します。

東京都から市へ移譲された公害規制関連 の主な内容をお知らせします

❖環境基準関係

◇環境基本法の騒音に係る環境基準の地域類型の指定

❖騒音規制法関係

◇騒音規制法による地域の指定、同法の規定に基づく指定地域の規制基準・自動 車騒音の限度を定める区域など

◇特定建設作業に伴う騒音の規制基準の地域区分

❖振動規制法関係

◇振動規制法による地域の指定、同法の規定に基づく特定工場等の規制基準・特 定建設作業の規制地域の区分・道路交通振動の限度の区域区分など

❖悪臭防止法関係

◇悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準

詳しくは、市 〒 でご確認ください。 ◆環境保全課(☎ 042-438-4042)